

議第49号 呉市公・民・学連携推進基金条例の制定について

1 制定の趣旨

呉駅周辺地域総合開発基本計画（令和2年4月）において位置付ける公・民・学の連携組織「アーバンデザインセンター」の組成及び活動に関する事業等に要する経費に充てることを目的として、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく寄附金（以下「企業版ふるさと納税」といいます。）等を積み立てるため、呉市公・民・学連携推進基金（以下「基金」といいます。）を設置するものです。

2 企業版ふるさと納税制度の特性、基金設置の経緯等

企業版ふるさと納税は、内閣府の指導に基づき、単年度で執行することが原則とされ、企業版ふるさと納税を積み立てることを目的とした基金を設置しない限り、次年度以降に繰り越して執行できないこととされています。

本市では、令和5年度から、公・民・学連携を応援していただく企業版ふるさと納税を募集する取組「企業版ふるさと納税マッチングサポートスキーム」を実施しており、当該取組による令和6年度以降の企業版ふるさと納税を効率的に執行する等のため、基金を設置するものです。

3 基金の用途

基金は、次に掲げる事業（以下「対象事業」といいます。）に要する経費に充てます。

(1) アーバンデザインセンターの組成及び活動に関する事業

本総合開発の供用開始後も、公・民・学の連携により、エリア価値の向上、周辺の連鎖的開発、回遊性の向上等に持続的に取り組むため、アーバンデザインセンターを組成することとしており、その組成及び活動の財源として活用します。

(2) 呉駅周辺地域総合開発における賑わい機能の導入等に関する事業

呉駅交通ターミナル2階デッキでの賑わいを創出するための機能導入等に活用します。

(3) その他呉駅周辺地域総合開発の推進のために市長が必要と認める事業

そのほか周辺の連鎖的開発、回遊性の向上など、本総合開発の推進のために必要な事業の財源として活用します。

4 基金への積立て

基金には、次に掲げる寄附金等を積み立てます。

- (1) 企業版ふるさと納税のうち、対象事業の財源に充てることを指定されたもの
- (2) その他寄附金のうち、対象事業の財源に充てることを指定されたもの
- (3) その他対象事業に関連する歳入であって、対象事業の実施のために市長が必要と認めるもの※

※ 内閣府が定める地域再生計画認定申請マニュアルでは、企業版ふるさと納税を積み立てることを目的とした基金には、企業版ふるさと納税以外の歳入も積み立てることが必須とされているため、設置当初においては一般財源から少額を積み立てるとともに、基金の設置以降、そごう呉店跡地の売払い収入など本総合開発により得られる収入の一部を積み立てる予定です。

5 施行期日

公布の日